

# 看護師養成所2年課程（通信制）の入学要件見直しについて

1. これまでの主なご意見と論点
2. 論点1：入学前の就業経験について
3. 論点2：入学後の教育の質の担保について
4. 論点に係る調査等のまとめと対応案
5. 参考

# 1 これまでの主なご意見

## (令和4年11月28日医道審議会保健師助産師看護師分科会)

- 学生の能力を就業経験年数（10年以上と7年以上）で比較するという事は困難。さらに5年に短縮してもよいかという判断できる資料がない。→論点1
- 就業経験年数をさらに短縮する場合は、業務経験年数と業務内容を詳細に確認する必要がある。年間1,800時間相当などの時間換算への修正など。→論点1
- 2年課程（通信制）に入学するために最低限必要な経験を示し、それに満たない場合は必要な年数を経験して受験するのはどうか。→論点1
- 准看護師としての経験を積んだ場が異なれば、入学要件を厳格化しても経験の差は埋まらないのではないかと。そうであれば、全日制・定時制と同様の臨地実習が必要ではないか。→論点2
- 実習の充実が必要。従来型の実習ではなく、シミュレーションを活用する等の対応により、就業経験年数を短縮したとしても看護の質の低下につながらないような教育体制を検討してほしい。→論点2

## (令和5年3月10日医道審議会保健師助産師看護師分科会)

- 短縮した場合のデメリットに関して大丈夫だという根拠、エビデンスになるよう指標が必要。→論点1、論点2
- これまで入学してきた方達の背景を洗い出すという作業をお願いしたい。→論点1



**論点1 入学前の就業経験について**

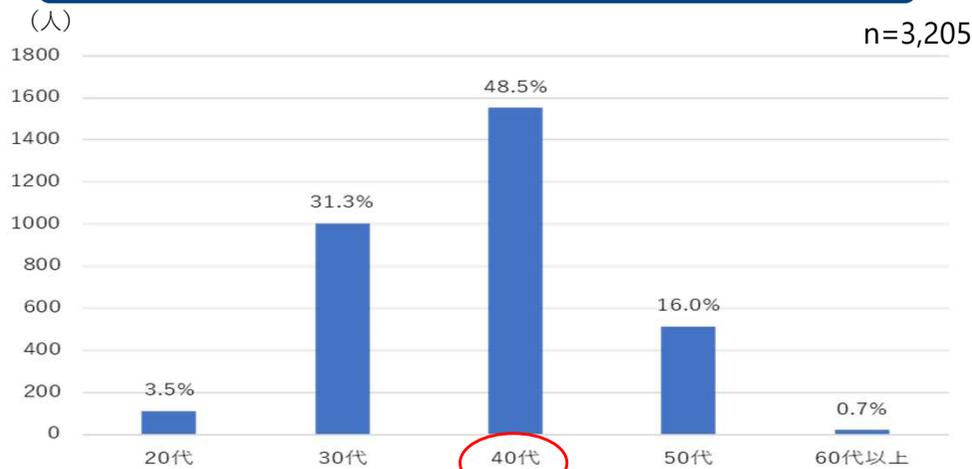
**論点2 入学後の教育の質の担保について**

## 2 論点1：入学前の就業経験について

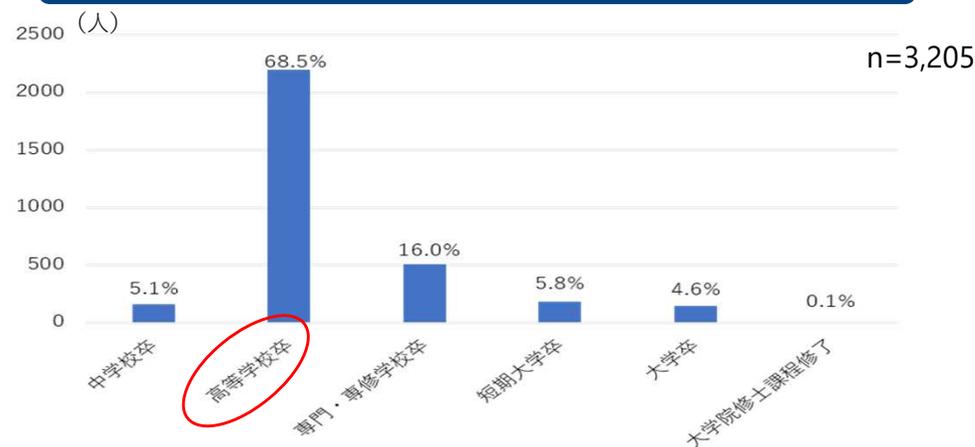
### 1) 入学時の年齢と教育背景

- 入学時の年齢は40代が約5割と最も多く、教育背景は高等学校卒業が約7割と最も多い。
- 通信制を選んだ理由は「働きながら学ぶことができるから」が5割以上で最も多い。

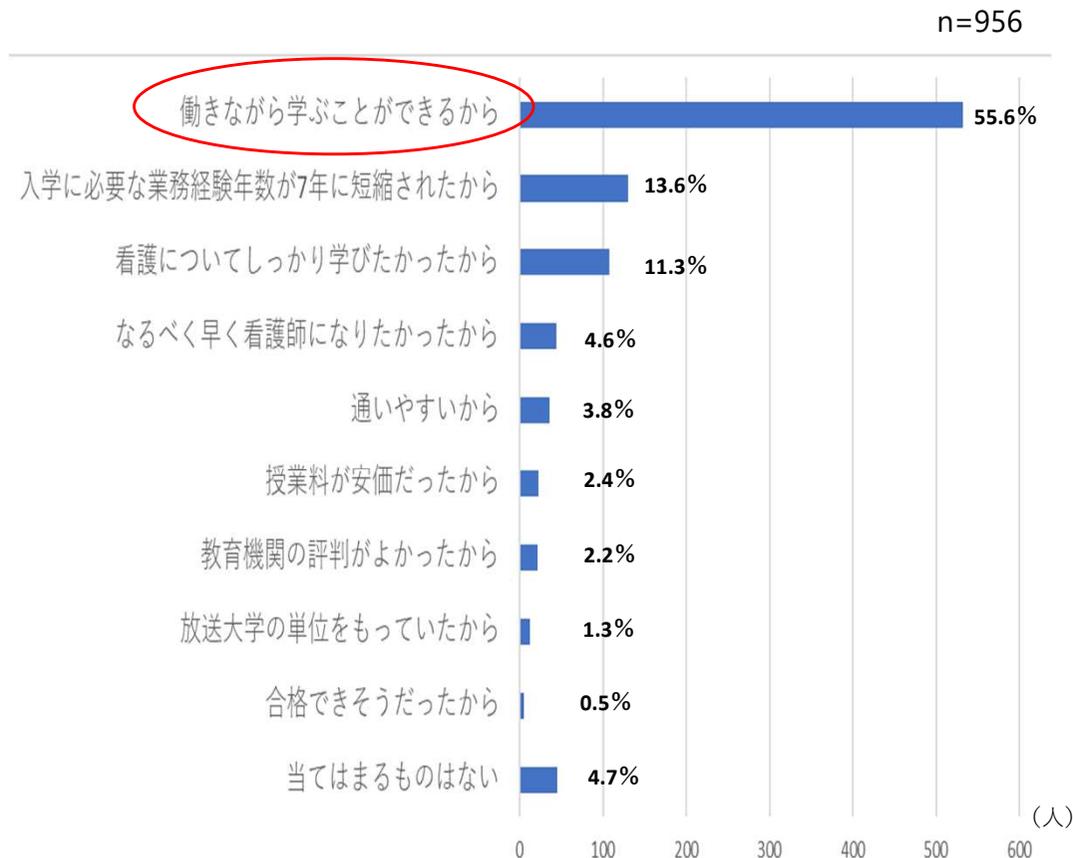
#### 入学時の年齢



#### 教育背景



#### 通信制を選んだ理由

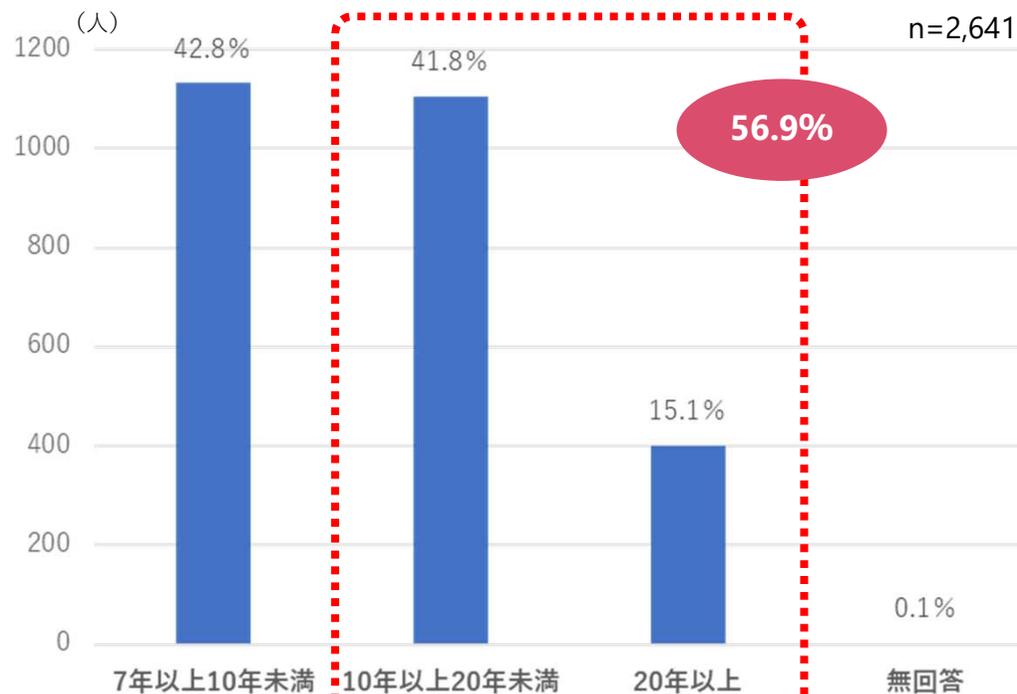


## 2 論点1：入学前の就業経験について

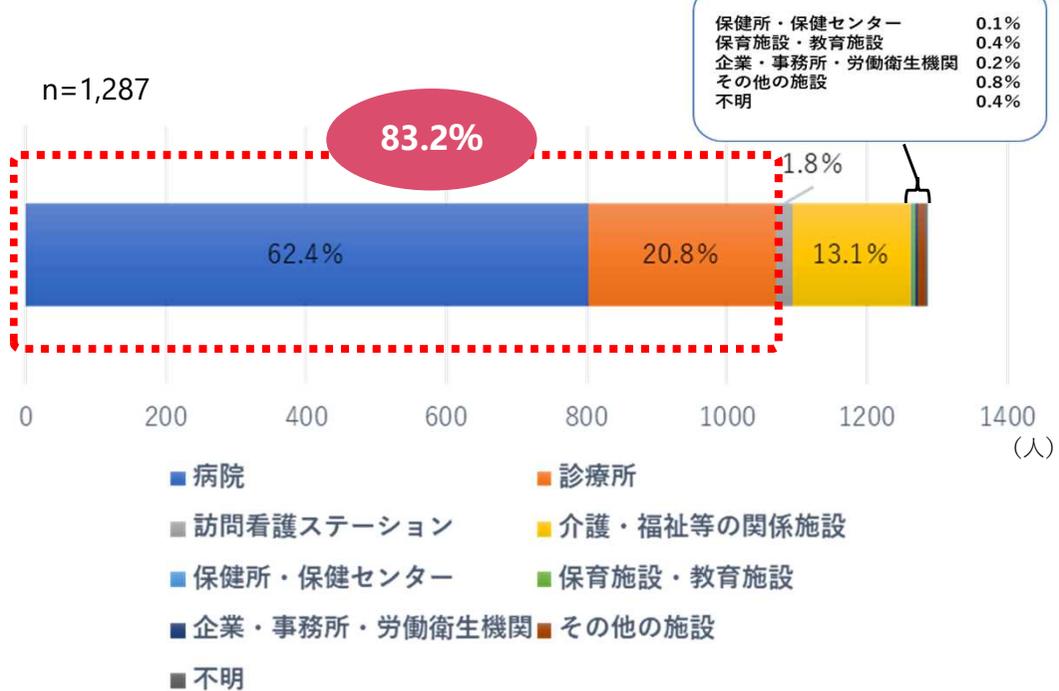
### 2) 入学以前の実務経験年数と就労施設の種類の種類

- 入学以前の准看護師としての実務経験年数10年以上の者が約6割である。
- 最長期就労施設は、病院・診療所が8割を占めている。

#### 実務経験年数



#### 入学以前に最長期就労した施設の種類の種類



## 2 論点1：入学前の就業経験について

### 3) 就業経験年数による准看護師の実技能力

**調査方法**：准看護師の実技能力に関するヒアリング調査

**対象者**：新卒准看護師を採用している病院の看護管理者

**対象病院**：13施設

**調査結果**：

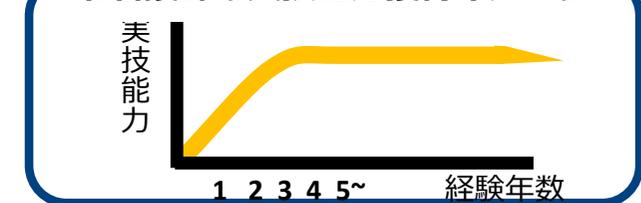
#### 実技能力の習得と業務経験年数に関する意見

- 言われたことをやるという意味では、入職後すぐ習得できる。
- 半年程度で習得でき、1年経つと自立して看護業務が行える。
- ひとつとおり習得でき夜勤ができるまでに10か月から1年かかる。
- 1年で一般的な実技能力はひとつとおり習得できている。
- 1年程度で習得でき、個人差はあるが自立して看護業務が行えるには3年かかる。
- 1年から3年経過すると自立して実技が行える。
- 2年程度でひとつとおり習得できる。
- 病棟勤務であれば習得に5年かかる。
- 手術室勤務であれば習得に4～5年かかる。
- ひとつとおり習得するのに3～4年かかる。5年経つと業務上十分な戦力になる。
- 就業経験年数10年以上と5～10年では実技能力に差は無い。

病床規模別対象病院

病床数	件数
20～100床	3
100～200床	5
200～400床	2
400～600床	3

准看護師の実技能力獲得イメージ



**准看護師は概ね半年から5年で実技能力を習得する**

## 2 論点1：入学前の就業経験について

### 4) 准看護師の看護技術経験

目的 准看護師の経験年数と技術習得の状況を明らかにすること

対象 A法人に所属し医療機関、介護保険施設・事業所に勤務する准看護師 309名

方法 インターネットによるアンケート調査

#### 准看護師の基本属性

- 平均年齢51.1歳 (SD = 13.0)、女性282名 (91.3%)、男性16名 (5.2%)、その他2名 (0.6%)
- 雇用形態 正規職員197名 (63.8%)、非正規職員108名 (35.0%)、その他4名 (1.3%)
- 実務経験年数 20年以上198名 (64.1%)、15年以上20年未満23名 (7.4%)、10年以上15年未満17名 (5.5%)  
7年以上10年未満21名 (6.8%)、5年以上7年未満6名 (1.9%)、1年以上3年未満24名 (7.8%)、1年未満11名 (3.6%)
- 所属施設 病院227名 (73.5%)、介護老人保健施設36名 (11.7%)、介護老人福祉施設(特養) 22名 (7.1%) 他

#### 准看護師の看護技術の分析方法

- 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン別表13-2看護師教育の技術項目と卒業の到達度(参考資料1参照)の13項目71種類の技術について次のとおり得点化をし分析を行った。

0点「経験なし」、1点「経験あり10%できる」、2点「経験あり30%できる」、3点「経験あり50%できる」、  
4点「経験あり70%できる」、5点「経験あり90%できる」

#### 実務経験年数5年と7年の准看護師の看護技術経験の違い

- 実務経験5年以上7年未満(6名)と実務経験7年以上10年未満(21名)を看護技術71種類について、Mann-WhitneyのU検定を行い比較。

看護技術71種類すべて項目において得点に有意差は認められず、実務経験5年と7年による看護技術経験には違いは見られなかった

## 2 論点1：入学前の就業経験について

### 5) 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（抜粋）

#### 第4 学生に関する事項

##### 1 入学資格の確認

(1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

ア 略

イ 看護師養成所

(ア)～(イ) 略

(ウ) 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後7年以上業務に従事していることを証明する次の書類

a 准看護師免許証の写し

b 准看護師として7年（84か月）以上業務に従事した旨の就業証明書なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、7年（84か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(エ) 2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。

a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。

b 准看護師として業務に従事した月数（2年課程及び2年課程（定時制）については36か月以上、2年課程（通信制）については84か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。

c～d 略

e 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

## 2 論点1：入学前の就業経験について

### 6) 現状の入学前の就業経験の確認の例

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（抜粋）

2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（抜粋）

（略）算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えない。

（例1）2022年04月01日に入職し、2023年06月15日に退職した場合→1年3ヶ月（15ヶ月）

（例2）2023年10月19日に入職し、2024年03月22日に退職した場合→0年6ヶ月（6ヶ月）

#### 准看護師としての職務経歴

氏名				准看護師 免許取得日	西暦	年	月	日
勤務期間				勤務先(施設名)	就業証明 書の有無			
始期	終期	期間						
勤務先（施設名）								
就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）								
4	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
5	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
6	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
7	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
8	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
9	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
10	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
11	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							
12	西暦	年	月	西暦	年	月	年	月
	就業形態： <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（ 日/月・ 時間/日）							

※12施設以上の場合は、コピーして使用してください。

#### 就業証明書

年 月 日

校

施設名  
所在地  
施設長名 印

下記の者は、准看護師として以下のように就業していたことを証明いたします。

氏名	(旧姓)				
生年月日	西暦	年	月	日	
就業期間	自	西暦	年	月	日
(注1)	至	西暦	年	月	日 (注2)
<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 現在就業中 <input type="checkbox"/> 休業期間あり					
( 年 月 日 ~ 年 月 日 )					
合計 年 月					

注1：就業期間の算定方法は、准看護師として勤務開始した日の属する月および最後に勤務した日の属する月をそれぞれ1ヶ月とみなしてください。  
例) 2023年1月2日～2023年4月22日の場合、合計4月となります。  
産前産後休業は就業期間に含まれ、育児・介護・育児休業、傷病休業は就業期間に入れないでください。  
派遣の場合は派遣会社の登録期間ではなく、准看護師として施設で勤務した期間を証明してください。  
注2：現在就業中の方は、就業証明書発行日を記載してください。  
※1施設に1枚使用してください。  
過去に複数の施設で就業している場合は、この用紙をコピーして使用してください。

### 3 論点2：入学後の教育の質の担保について

#### 1) 前回改正時の教育体制の見直しの内容

○就業経験年数を短縮するにあたり、教育の質を担保する観点から体制等についても見直しを行った。

##### 面接授業日数の追加（10日間）

- (旧) 24日間（8領域×3日） → (新) 34日間（8領域×3日+10日間）

※ 下記①～③の内容を参考に追加の面接授業を行う

- ① 根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容
- ② 対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容
- ③ 効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

##### 専任教員の定数の増員（3人）

- (旧) 7人以上 → (新) 10人以上

##### 入学生の業務従事期間確認の留意点を明示

- 2年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。（「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」第4 学生に関する事項）

# 3 論点2：入学後の教育の質の担保について

## 2) 看護師養成所教員養成の現状

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（抜粋）

### 第5 教員に関する事項

1 (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門科目の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

### 専任養成講習会科目及び目標

区分	内容	科目	目標・内容
基礎分野	教育の基盤	教育原理*	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ。 ・教育の本質、目的 ・教育活動の特性 等
		教育方法*	教育方法の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・授業形態、教育方法及び教材の活用 ・教授—学習過程の理解 等
		教育心理*	人間の発達と学習過程における心理的な特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・成長発達に伴う学習者心理の理解 ・学習過程における心理 等
		教育評価*	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・教育評価の目的と方法 ・講義・演習・実習評価の方法 等
		情報通信技術*	情報リテラシーの向上のため、情報社会に対応する基礎的知識及び看護師等養成所の組織運営に係る情報通信技術を学ぶ。 ・ICTの特徴及び看護教育への活用方法 ・情報セキュリティ対策を含む情報マネジメントの基本 等
専門分野	看護論	看護論*	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げ、自己の看護観を明確にする。 ・看護の機能と役割 ・看護場面と看護観の再構成 ・健康の概念と健康支援 ・倫理的課題とその対応方法 等

	看護論演習	看護のあらゆる場で生じうる課題を明確にし、看護観を教授活動に反映する手法を学ぶ。看護実践を振り返り、看護の知の言語化及び倫理的課題の明確化を図る。 等
	看護教育論	看護教育・制度論* 看護教育制度の変遷と現在の教育制度を理解し、これからの看護教育のあり方について考える。 ・職業倫理と看護教育の責務 ・教育観の形成 ・看護教育と看護基礎教育の関係 ・看護教育制度の変遷と将来の展望 ・現行の教育制度の特徴 等
	看護教育課程	看護教育課程論* 看護教育課程編成の基本的な考え方を学び、看護学全体の構造を理解し、看護教育課程編成の実際を学ぶ。 ・教育課程の基礎的知識 ・教育課程の実際 ・教育目的・教育目標の設定 ・教育内容の組織化 ・領域横断の考え方 等
		看護教育課程演習 看護教育課程編成のプロセスを学び、看護教育のあり方を理解する。 ・看護教育課程の編成の実際 ・看護教育課程の課題 等
	看護教育方法	看護教育方法論* 指導案作成について学び、これを活用して講義、演習、実習における展開方法を学ぶ。 ・教材の精選と教材研究 ・指導案（講義・演習・実習）の作成方法 ・教育への研究成果の活用（EBE）等 ・研究方法・文献検索とクリティーク ・得られた知見の教授活動への活用 等
		看護教育方法演習 指導案を作成し模擬講義・演習・実習を行い、その結果を考慮し看護教育方法を身につける。

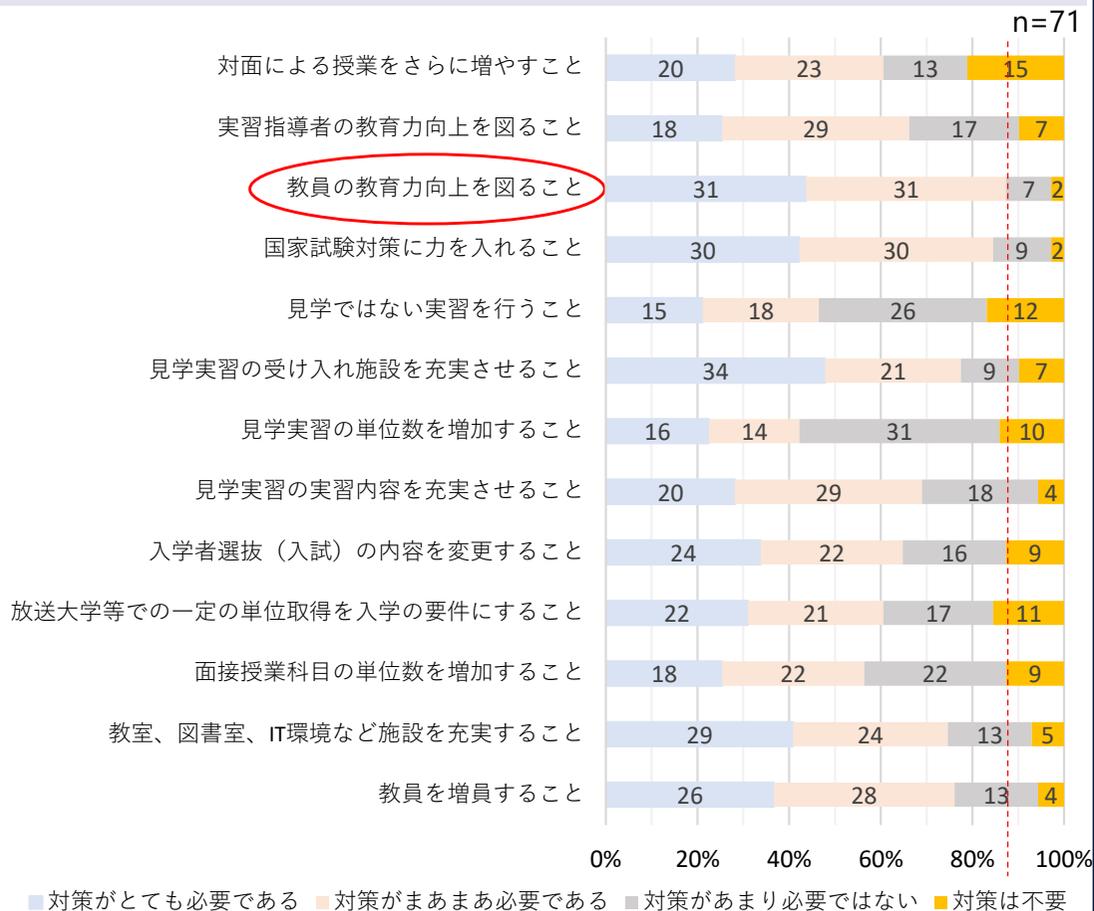
		・学生の理解を促進する講義・演習・実習設計の方法 ・実習指導の実際と展開 等
看護教育演習	専門領域別看護論演習	各専門領域別看護の教育内容、教育方法について学ぶ。（選択制） ・各専門領域の専門性の明確化 ・専門性を加味した教育内容及び方法の明確化 等
看護教育評価	看護教育評価論*	看護教育内容の評価方法を理解し、その適用について学ぶ。 ・看護教育における講義・演習・実習評価の考え方 ・評価の目的と評価方法 等
	看護教育評価演習	実践した看護教育を評価し、看護教育評価の理解を深める。 ・講義・演習・実習の評価基準及び評価手順の作成方法 等
看護学校組織運営	看護学校組織運営論*	看護師等養成所の組織運営の特性と管理のあり方を学ぶ。 ・看護師等養成所の組織運営の基本 ・看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの理解 等
看護教育実習	看護教育実習	看護教育の理論と技術を実際に適用し、教員としての基本姿勢や教育方法等を学ぶ。 ・指導計画（講義・演習・実習指導）の実践と課題解決 ・学生の理解と教員役割の考察と実践 ・カリキュラムの理解と自己の課題の明確化 等

### 3 論点2：入学後の教育の質の担保について

#### 3) 看護師養成所2年課程（通信制）教員の教育力向上

##### 入学要件を短縮した場合に必要な対策

○看護師養成所2年課程（通信制）の教員71名が、准看護師経験年数をさらに短縮した場合に必要な対策として、「とても必要」又は「まあまあ必要」と回答としたのは、「教員の教育力向上を図る」が最も多い。



##### 看護師養成所2年課程（通信制）教員向け研修教材（案）

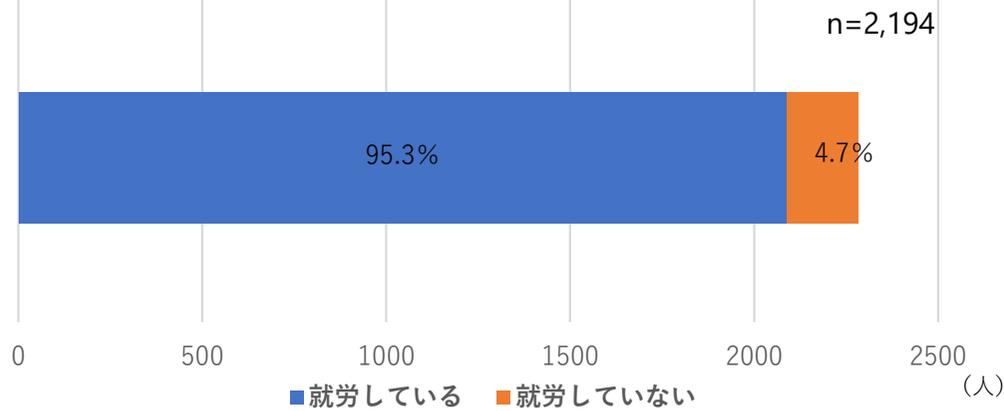
大項目	テーマ
通信制教育概論	1 通信制教育の概論
	2 看護師学校2年課程（通信制）における教育
	3 大人の経験を活かす教育とは
看護通信制教育に特徴的な教育各論	4 学生のレディネスの理解 （准看護師課程での学習内容・分析の視点）
	5 「実習」の学習効果を高める面接授業の運営例 （ワークシート付）
	6 見学実習実施に向けた環境作り （見学実習を担う看護師への説明用）
	7 添削指導者マニュアル※紙媒体

### 3 論点2：入学後の教育の質の担保について

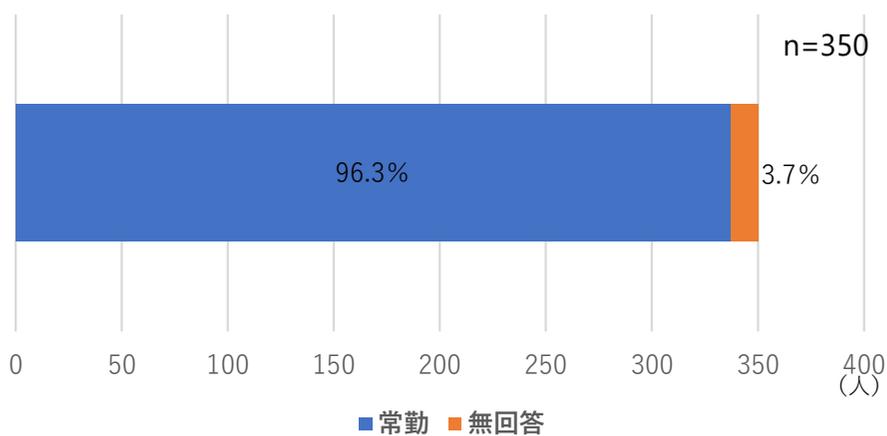
#### 4) 入学後の就労状況と就労施設の種類の種類

○学生の9割以上が入学後も常勤で就労しており、就労施設は病院・診療所が約7割、訪問看護ステーションや介護・福祉等の関係施設が約2割となっている。

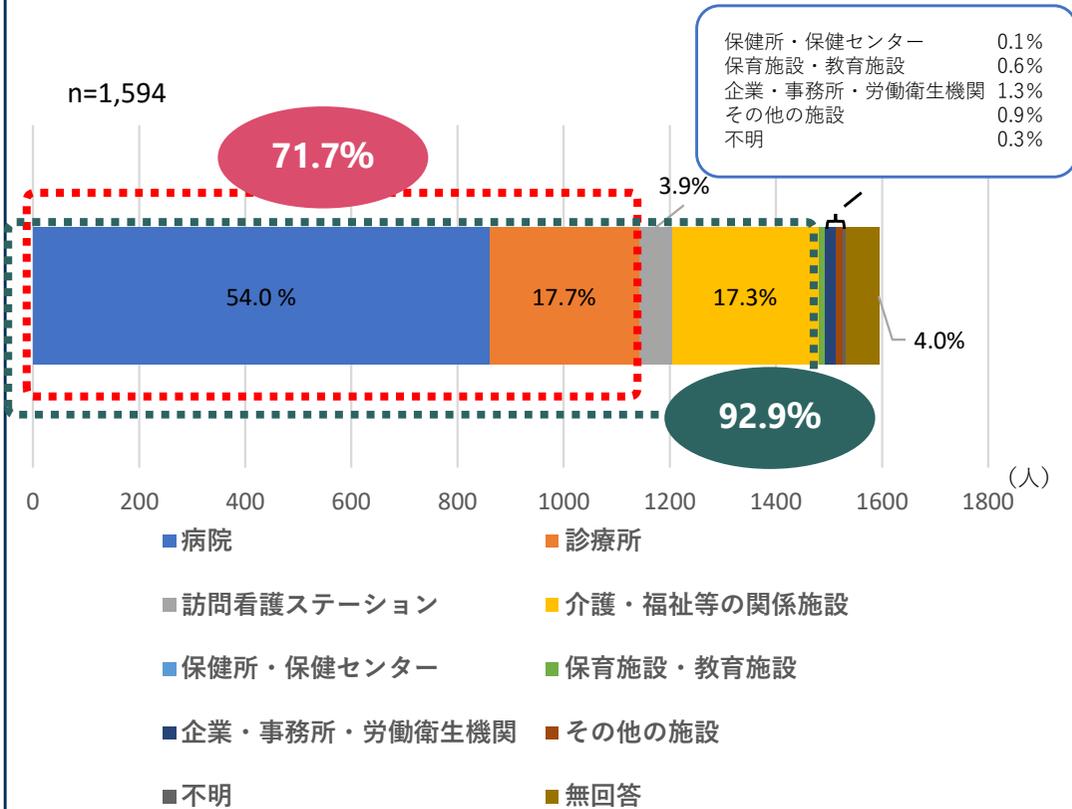
#### 入学後の就労状況



#### 就労形態



#### 就労施設の種類の種類



保健所・保健センター	0.1%
保育施設・教育施設	0.6%
企業・事務所・労働衛生機関	1.3%
その他の施設	0.9%
不明	0.3%

## 4 論点に係る調査等のまとめと対応案

### 論点1 入学前の就業経験について

- ・看護師養成所2年課程（通信制）の入学生は「働きながら学ぶことができる」ことから、通信制を選択する者が多く、40代、実務経験10年以上の者が多く、最長期の就労場所は、病院・診療所の医療機関が最も多かった。
- ・就業経験5年（5年以上7年未満）と7年（7年以上10年未満）の准看護師について、看護技術71項目すべてにおいて看護技術経験の違いに有意差は見られなかった。
- ・前回改定において、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認することが明示的に示され、各養成所において詳細な就業状況が確認されている。一方で「准看護師として業務に従事」とされており、業務内容については示されていない。

### 論点2 入学後の教育の質の担保について

- ・就業年限を10年から7年に見直す際に、面接授業日数の追加や専任教員定数の増員など体制強化が図られている。
- ・現行の専任養成講習会の内容においては、対面での教育を念頭においた内容である。全看護師養成所2年課程（通信制）の教員は、更なる就業経験年数を短縮する場合の対策として、「教員の教育力向上」をあげた者が最も多い。

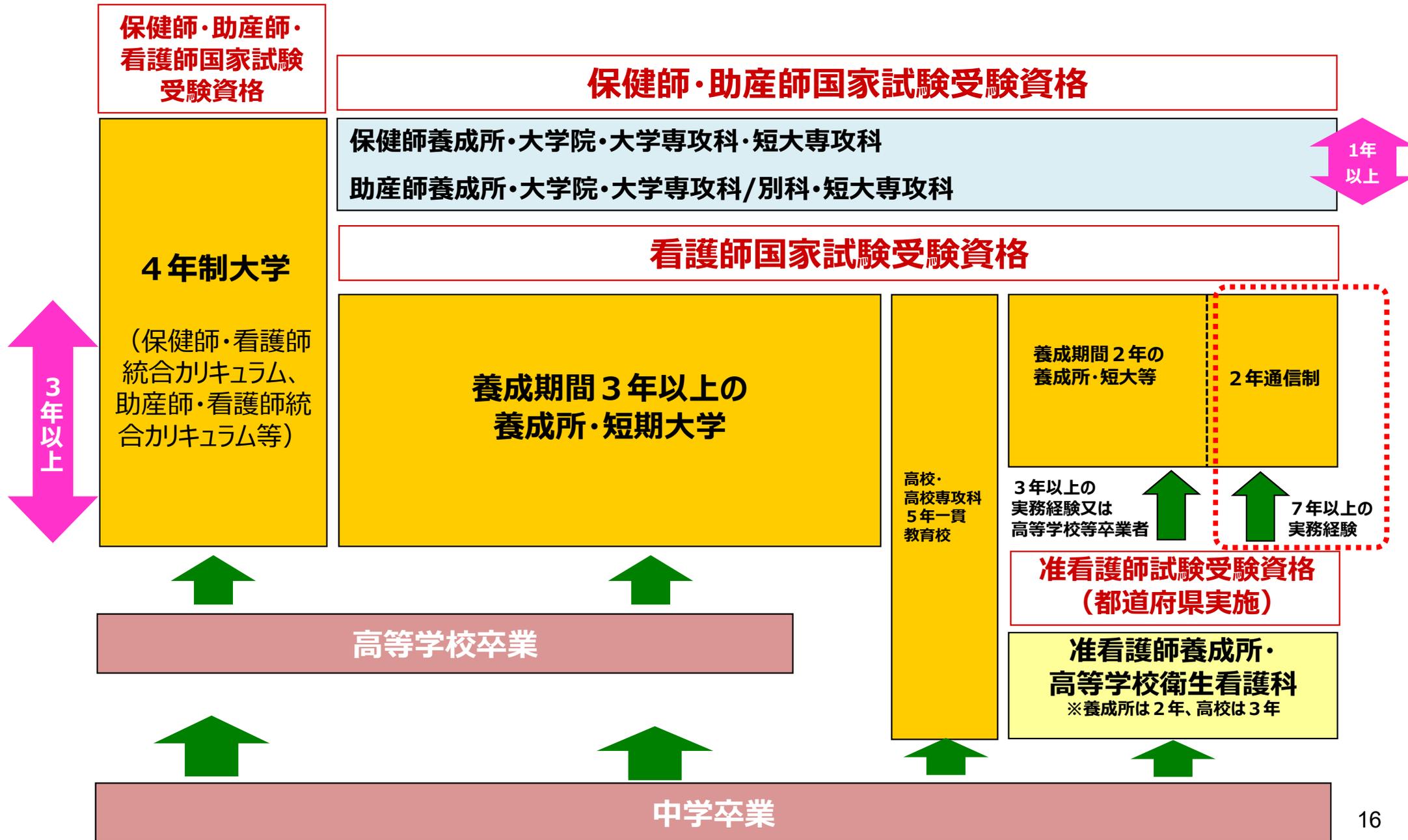
### （対応案）

○入学前の就業経験年数を7年から5年に短縮するとともに、次の2点の取組を実施してはどうか。

- ① 看護師養成所2年課程（通信制）の教員を対象にした研修教材を全看護師養成所2年課程（通信制）に配布し教員の教育力向上を図るとともに、研修教材の作成の意図、活用方法についてセミナーを開催する。
- ② 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において、「原則、病院・診療所の医療機関、訪問看護ステーションや介護保険施設等において、准看護師として5年以上看護業務に従事した」とし、業務内容も含む就業経験確認のための様式を示し、5年間の就業経験年数を確認することとしてはどうか。（記載項目：勤務先、勤務期間、月の勤務日数、1日の勤務時間、業務内容等）

# 参考

# 看護教育制度図(概念図)



# 平成27年国家戦略特別区域諮問会議

○ 平成27年国家戦略特別区域諮問会議において、通信制の入学要件緩和が提案され、規制改革事項として追加されたことを受けて、医道審議会保健師助産師看護師分科会に諮られた。

## 提案内容

- 准看護師を看護師に養成するための学校・養成所の指定の要件である「通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。」という要件を緩和し、5年又は3年以上業務に従事している准看護師を入学の資格にできるようにする。

## 審議結果

- 激変緩和措置として就業経験年数を10年以上から7年以上に短縮。

(検討)

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この省令の施行後、この省令による改正後の保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条第二項に規定する看護師学校養成所に入学又は入所する学生又は生徒の数の動向、今後の看護師学校養成所の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、同項第一号ただし書に規定する通信制の課程における准看護師の入学又は入所の資格について、准看護師の免許を得た後五年以上業務に従事していることとすることを含めて検討を加え、その結果に基づいて、この省令の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする。

# 看護師養成2年課程における教育の概要

## 看護師2年課程（全日制・定時制）

昭和32年7月に創設

### <入学要件>

- ・ 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師（中学校を卒業している者）
- 又は
- ・ 高等学校もしくは中等教育学校を卒業している准看護師

### 講義

基礎分野  
専門基礎分野  
専門分野

対面授業による  
講義・演習

52単位

### 臨地実習

16単位

約720時間  
120日間  
※ 1単位45時間

臨地における  
実習

対面授業である講義と演習、病院・診療所・介護保険施設・訪問看護ステーションなどの看護実践の場で行う臨地実習で構成されている。

講義+臨地実習  
68単位

## 看護師2年課程（通信制）

平成16年4月に創設

### <入学要件>

- ・ 免許を得た後7年以上業務に従事している准看護師

### 講義

基礎分野  
専門基礎分野  
専門分野

通信学習  
印刷教材による授業  
放送授業

52単位

### 臨地実習

16単位

紙上事例演習  
(24事例程度)  
病院見学実習(16日)  
面接授業(24日)±10日

7年以上の就業経験を有する准看護師は、十分な実技能力を有していると考えられることから、通信学習や紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業により実践の能力の統合を図ることができる。